

岩手県告示第155号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成26年岩手県告示第391号）で公示した公共測量を終了した旨軽米町長から次のとおり通知があった。

平成27年2月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 軽米町
- 2 実施した期間 平成26年5月7日から同年9月26日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（空中写真測量）